その他のもの	X	
調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）	X	
アルコールを含有しない飲料のもと		
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	A	
その他のもの	A	
その他のもの	B7	一〇％
第〇四・一〇項の物品のもの		
その他のもの	A	
ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	B7	一二・五％
ビタミンをもととした栄養補助食品	B10	一二・五％
植物性たんぱくを加水分解したもの		
その他のもの		
たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	A	
その他のもの		
ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	B5	一七・五％
その他のもの	X	
第二二類		
二二・〇一		
飲料、アルコール及び食酢		
水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	A	
二二・〇二		
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたもの並びに果実又は野菜のジュースを除く。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果	B10	一三・四％
二二〇二・一〇		
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	B5	九・六％
砂糖を加えたもの	B7	一三・四％
その他のもの		
砂糖を加えたもの	B3	九・六％
二二〇二・九〇	A	
その他のもの		
その他のもの		
ビール	B7＊	一五％（その率が一リットルにつき一二円の従量税率より高いときは、一リットルにつき一二円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
二二〇三・〇〇		
二二・〇四		
ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	B5	一リットルにつき一一二円
二二〇四・一〇		
スパークリングワイン	B7	一リットルにつき一八二円
その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
二リットル以下の容器入りにしたもの		
シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒		
その他のもの		

二二〇四・二九		
その他のもの		
一五〇リットル以下の容器入りにしたもの		
その他のもの		
その他のぶどう搾汁		
アルコール分が一％未満のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの		
その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの		
ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		
二リットル以下の容器入りにしたもの		
その他のもの		
アルコール分が一％未満のもの		
その他のもの		
その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
アルコール分が一％未満のもの		
その他のもの		
清酒及び濁酒		
その他のもの		
発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物		
その他のもの		
麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		
その他のもの		
酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）		

一五％（その率が一リットルにつき一二円の従量税率より高いときは、一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B10＊＊	
二三％	B5	
二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
一九・一％	B5	
二五・五％	A	
一リットルにつき六九円三〇銭	B10	
一九・一％	B10	
一リットルにつき六九円三〇銭	B10	
二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二三％	X	
一五％（その率が一リットルにつき一二円の従量税率より高いときは、一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	A	
二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	X	